

議案第 35 号

豊橋市受動喫煙防止条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

豊橋市長 佐原 光 一

豊橋市受動喫煙防止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第 6 章及び健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）附則第 2 条から第 8 条までに定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めることにより、受動喫煙による市民等の健康への影響を未然に防止し、もって市民等の健康の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙 法第28条第 2 号に規定する喫煙をいう。
- (2) 受動喫煙 法第28条第 3 号に規定する受動喫煙をいう。
- (3) 市民等 市内に居住、通勤、通学又は滞在をする者をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で20歳未満の者を現に監護するものをいう。
- (5) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に関する意識の啓発及び教育を通じた正しい知識の普及を図るとともに、受動喫煙の防止に関する施策を実施するものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民等、保護者、事業者、保健医療等関係者、

多数の者が利用する施設の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）その他の関係者と協力して受動喫煙の防止に関する施策を実施するものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、受動喫煙による健康への影響について理解を深めるよう努めるとともに、望まない受動喫煙を生じさせることがないように努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第5条 保護者は、その監護する20歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への影響を未然に防止するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療等関係者の責務）

第7条 保健医療等関係者は、市民等の健康の増進及び疾病の予防のために、受動喫煙の防止に関する保健医療事業を推進するよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施設等の管理権原者の責務）

第8条 法第28条第5号に規定する第1種施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として規則で定めるもの及び規則で定める市の施設の管理権原者は、当該施設の屋外の場所に、特定屋外喫煙場所（法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。以下同じ。）を設けないよう努めるものとする。

2 法第28条第6号に規定する第2種施設のうち、主として20歳未満の者の利用に係る学習の支援を行う施設その他規則で定める施設及び規則で定める市の施設の管理権原者は、当該施設の屋外の場所において喫煙をすることができないようにするための措置をとるよう努めるとともに、法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室（以下「喫煙専用室」という。）及び改正法附則第3条第1項の規定により読み替

えられた法第33条第3項第1号に規定する指定たばこ専用喫煙室（以下「指定たばこ専用喫煙室」という。）を設置しないよう努めるものとする。

3 法第28条第6号に規定する第2種施設のうち、規則で定める市の施設の管理権原者は、当該施設において、特定屋外喫煙場所と同等の場所以外では喫煙をすることができる場所を設けないよう努めるものとする。

4 法第28条第6号に規定する第2種施設（前2項に定めるものを除く。）の管理権原者は、指定たばこ専用喫煙室を設置する場合は、専ら指定たばこ（改正法附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第33条第1項に規定する指定たばこをいう。）の喫煙をする場所とするよう努めるものとする。

5 主として事業のために20歳未満の者の送迎の用に供する自動車の管理について権原を有する者は、当該自動車の車内において喫煙をすることができないようにするための措置をとるよう努めるものとする。

（受動喫煙の防止に係る標識の掲示）

第9条 法第28条第6号に規定する第2種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（以下「飲食提供施設」という。）の管理権原者（以下「飲食提供施設管理権原者」という。）は、喫煙専用室、改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する喫煙可能室又は指定たばこ専用喫煙室を設置しない場合は、当該飲食提供施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（1） 当該飲食提供施設の屋内の場所に喫煙をすることができる場所がない旨

（2） その他規則で定める事項

（指導及び勧告）

第10条 市長は、飲食提供施設管理権原者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該飲食提供施設管理権原者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

（公表）

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた飲食提供施設管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、豊橋市行政手続条例（平成9年豊橋市条例第1号）第3章第3節の規定の例により、その公表に係る飲食提供施設管理権原者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、第9条の規定の施行に必要な限度において、飲食提供施設管理権原者に対し、当該飲食提供施設の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、飲食提供施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条第1項及び次項(第3号に係る部分に限る。)の規定 平成31年7月1日

(2) 第8条第2項から第5項まで及び第9条から第12条までの規定 平成32年4月1日

2 次の各号の期間における次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 平成31年4月1日から同年6月30日まで

第1条	附則第2条から第8条まで	附則第7条
-----	--------------	-------

(2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

第2条第1号	法第28条第2号	法第25条の4第2号
第2条第2号	法第28条第3号	法第25条の4第3号

(3) 平成31年7月1日から平成32年3月31日まで

第1条	附則第2条から第8条まで	附則第5条第1項、第6条及び第7条
第8条第1項	法第28条第5号に規定する第	法第25条の4第4号に規定する特

	1 種施設	定施設
	法第28条第13号	法第25条の4第5号

(豊橋市快適なまちづくりを推進する条例の一部改正)

3 豊橋市快適なまちづくりを推進する条例(平成24年豊橋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 喫煙 <u>豊橋市受動喫煙防止条例(平成31年豊橋市条例第 号)第2条第1号に規定する喫煙及び燃焼させたたばこを持つことをいう。</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 喫煙 <u>たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p>

理 由

本案を提出するのは、健康増進法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、市の責務、市民等の責務、施設の管理権原者の責務等について規定することにより、受動喫煙による市民等の健康への影響を未然に防止するため、条例でこれを規定するほか、関係条例について所要の整備を図る必要があるからである。